

M&A 等における事前届出のサポート

具体的なサービス

企業の合併や買収（M&A）、事業等の譲受け等の企業結合は、一定の要件を満たす場合には公正取引委員会に対する事前届出が必要となります。

公正取引委員会に対し、その企業結合が市場における競争に悪影響を与えるものではないことを、独占禁止法上の観点から説得的に説明し、必要に応じて問題解消措置の提案、交渉を行うなど、公正取引委員会のクリアランスを得るための総合的なサポートを提供いたします。

更に、企業が海外市場を有する場合には、米国連邦取引委員会（FTC）や欧州委員会等、海外の競争当局への届出についても検討、対応する必要があり、そのサポートを行うこともできます。

また、M&A には至らない業務提携、事業提携等でも、提携の相手方やその目的、内容、期間によっては不当な取引制限（カルテル）に該当するとされる場合があります。公正取引委員会への任意での相談手続き等も視野に入れながら、業務提携、事業提携等を実現に導くサポートをいたします。

➤ 期間は事前相談から含めて 3 か月前後、費用はタイムチャージ制が原則となります。

<お問合せ・ご連絡先>

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 5-12-13
ザイマックス神谷町ビル 7 階 プロアクト法律事務所
TEL 03-5733-0133 / FAX 03-5733-0132
<https://proactlaw.jp/>